

平成16年度 第4回官製市場民間開放委員会 議事録

1. 日時

平成16年7月8日(木) 14:30～15:30

2. 会場

永田町合同庁舎第1会議室

3. 出席者

(委員)

宮内委員長、鈴木主査、八代主査、草刈主査、黒川委員、志太委員、南場委員、原委員、本田委員、矢崎委員、安念専門委員、福井専門委員、美原専門委員

(事務局)

林内閣審議官、河野規制改革・民間開放推進室長、宮川参事官、原企画官、岩佐企画官、長瀬企画官

4. 議事次第

(1) 各ワーキンググループの進捗状況等について

(2) 中間取りまとめの方向性について

5. 議事録

宮内委員長 それでは、定刻でございます。第4回の「官製市場民間開放委員会」を開催いたします。

本日は、本委員会に設けられました横断的手法ワーキンググループ、官業民営化等ワーキンググループ、主要官製市場改革ワーキンググループにつきまして、それぞれの進捗状況及び中間とりまとめに向けた今後の進め方につきまして、各主査の方々より御説明をいただき、その後、意見交換を行いたいと思います。

また、その後、中間とりまとめの方向につきまして、私からお願いしたわけでありまして、けれども、事務局に作成してもらいましたイメージ、これに基づきまして、意見交換を行いたいと思います。最後の資料でございます。

更に、本日の会議は非公開とさせていただき、資料につきましては、今後ワーキンググループの議論に影響を及ぼすこともあり得ますので、各主査に御判断をお願いいたしました結果、各「ワーキンググループの進捗状況について」というペーパーの1枚目の紙のみ、資料3のみ1枚目と2枚目の紙、これのみを公表するという形にさせていただきたいと思っております。

なお、7月5日付けで林内閣審議官が事務局の長として就任されました。御紹介をさせ

ていただきたいと思います。

林内閣審議官 御紹介いただきました林でございます。私、経済産業省の出身でございます。この何年間か貿易経済協力局長、商務情報政策局長、それから直前は通商政策局長をやらせていただきました。

そういう中で、例えば前職の関係で申し上げれば、F T Aで人の移動の規制をどうするかとか、かなり規制改革と関係する問題も多うございました。

日本として生きていくには、相当なことをしなければいけない。その1つの大きな柱が、この規制改革ではないかなと真剣に思っております。

委員の皆様方の御指導を仰ぎながら、事務局も同じ方向で仕事をさせていただければと思っております。

よろしく願いいたします。

宮内委員長 ありがとうございます。よろしく願い申し上げたいと思います。

それでは、早速各ワーキンググループの主査の方から、進捗状況及び中間とりまとめに向けた今後の進め方につきまして、御説明をちょうだいしたいと思います。

それでは、まず、横断的手法ワーキンググループということで、八代主査からお願いいたします。

八代主査 横断的手法ワーキンググループの進捗状況については、資料1を御参照ください。

これまでの進捗状況等につきましては、官業の民間開放を横断的に進める手法の1つとして、市場化テスト、官民競争入札に関する審議を開始しております。

これにつきましては、2の「WG開催状況」を見ていただきますと、5月26日に本WGの専門委員でもあります美原委員から諸外国の動向についてヒアリングを行いました。

それから、6月10日には市場化テストに関する論点整理を行い、同時に、一般の方に市場化テストというものの認識を高めていただくために、公開シンポジウムも途中で行っております。

それから、最近では7月2日に日本経団連と群馬県太田市長からそれぞれ市場化テストに対する一種の要望と申しますか、期待と申しますか、そういうものをお伺いして意見交換をしております。

その内容は、次のページにあります。「『市場化テスト（官民競争入札）』に関するこれまでの主な意見」というのは、こういう場において、委員の方々、あるいは来ていただいた方、シンポジウムでの御意見、そういうものをすべてテーマごとにまとめたものでございます。

それから、今後の進め方としては、明日にワーキンググループを開催して、中間とりまとめに向けた骨子案の審議を行います。それに基づいて、今回の中間答申の原案を作成し、時期は未定でございますが、ワーキンググループ等で審議を行い、それに基づいて各省庁との意見の交換を行いたいと思っております。

宮内委員長 官業民営化等ワーキンググループの鈴木主査からお願いいたします。

鈴木主査 進捗状況ですが、まず、全省庁に対して網羅的に質問状を出しまして、添付資料の中の5ページに、a)～n)までありますけれども、14の分野に分けて各省庁から現在の状況を聴取いたしました。

その結果、812の項目が現段階で出ております。これはもっと増えるかもしれません。このデータがありませんと検討作業に入れられないわけですので、一応これが出てきてからプレイボールということにしたわけです。

プレイボールに早くしたかったけれども、やはり各省庁がお出しになるのにかなり時間がかかって、当初6月の中旬には出さそう予定だったのですが、下旬までにずれ込みました。しかし、いずれにしてもそれが集まりました。

そこで、6月29日に第1回のワーキンググループにこぎ着けたわけです。どういうふうこれを処理していくのということについて、ディスカッションをし、後ろに付けてありますが、中間とりまとめのたたき台になるものの考え方をまとめたわけです。

7月の第2回目は、今度の作業のときに一番ポイントになりますのは、行政財産に対する私権の設定です。これについては、国有財産法や、地方自治法に規定があるわけですし、要するに行政財産に対しては私権を設定してはならないとあり、ただし、行政上必要があって妥当なものには、これは認めることができるというただし書きがあるわけです。そのただし書きは、財務省でいいますと、例えば財務省ビルの地下に協同組合のスーパーがあるのではないですか、ああいうものが行政財産だが賃貸されているという、そういう議論が基本にこれまであったわけです。けれども、我々がこれからねらっていくのは、各省庁が持つておる行政に関する事務・事業、そういうものに対して、後ろにも書いてありますが、これを基本的に、すべてに対して、聖域なく、民間開放できないのかというのを個別に洗うわけです。ですから、そういうコンビニに使わせているのではないかという次元の議論ではない話であって、そこで読み込めるといのが主張になってくるでしょうけれども、もっときちんとした形にすべきです。例えば、先年やりました地方自治法の改正による公の施設の管理の問題でも、当時、自治省はそういうものに対しては非常に弾力的にやっていると強調なさったが、地方自治体に実際に聞いてみると、やはりそうでしょうかという話になってくる。こういうことの繰り返しになりますので、行政財産に対する私権の設定を、今回の民間開放に関連して起こったものについては、少なくとも当然のごとくできると、こういうふうにはしないといけないということでヒアリングを行ったわけです。

例えば、ある事務・事業を民営化したとしましょう。それが譲渡の形によったとしましょう。そうしたときに、その仕事をするための今までの施設を全部買い取れということであつたら、国有財産法は基本的にはそういうことになっているわけですがけれども、引き受け手がないというケースは続出するわけですね。それほど効率的にやっていない、それほどビジネスとして成り立つ姿になっていないから。それを今後は効率的にやってビジネスとして成り立つようにしようというのが基本的なねらいですから、そこに立ちはだかられ

ては大変だということで、この行政財産に対する私権設定という問題を解決しようとしているわけです。

これは、実は先回にやるべきところだったのですが、先回はPFIだとか、特に地方の公の施設、補助金や貸付金などが、施行主体が変わっても変わらないという基盤整備をやったのですけれども、基盤整備の親玉中の親玉である行政財産についてはやっていません。これをそういう形ではっきりしたものにする、こういうことのためのヒアリングをやりました。

基盤整備が済みましたら、今度は各論に入るわけですし、先回の2回目がそういう意味で、これからのことをいろいろ議論したわけです。

今後の予定ですが、いよいよ本格的議論が始まるわけですし、7月12日、15日には、午前10時から夜の6時までぶっ続けの8時間、各省ヒアリングをします。20日もしかりです。更に20日、予備としては22日を考えておりますけれども、この間で約三十数個の個別のテーマについて、所管省庁から話を聞くということになるわけです。

その後のスケジュールとしては、一応、今回はそこまで、さっき申しあげました14の分類とと各省庁への配分を考えておりますから、そのヒアリングを通じて今後どういうふうに整理をしていくのかという、整理の方針をつくります。これはある程度用意はしてありますけれども、基本はどういう切り口で、そういう問題に対してアプローチするのか、過去それに類したものとしては、どのような実績があるのか、今後、本年度あるいは来年度、再来年度はどういう事務・事業を対象としていくのか。こういうところを明らかにするというのを、現在の進行として考えております。

宮内委員長 ありがとうございます。それでは次に主要官製市場改革ワーキンググループの進捗状況でございます。

草刈主査 まず、進捗状況でございますけれども、御存じのとおり、総合規制改革会議が取り組んだ規制改革推進のためのアクションプラン・17の重点検討事項と、これを踏まえて、このうち国民生活と関わりの特に深い、医療、介護、教育、この各分野の改革に重点を絞って取り組んでいこうということで、4つのテーマを抽出しました。

まず、第1が混合診療の解禁という医療のテーマ。それから、同じく医療のテーマで、いわゆる医療法人の株式会社化からの流れで、出資額に応じた議決権の容認というテーマ。それから、3番目が介護問題でございます。施設介護サービス、それから在宅介護の一元化という問題。4番目に異なる経営形態の学校間の競争条件の同一化と、この4つについて取り組んでいこうということでスタートをしたわけでございます。

それで、進捗状況というか、ワーキンググループの開催状況を2というところに書いてございますけれども、5月26日を皮切りに、今まで全部で7回、2時間程度のワーキンググループを開催しました。

私自身が不慣れであったということもありまして、大変皆さんには長時間の時間を費やしていただいたということで、大変申し訳なく思うと同時に大変感謝をしております。専

門委員の先生も含めてです。

御存じのとおり、6月23日に日本医師会と、それから6月28日に文科省とそれぞれ医療の話、教育の話について公開討論もやってまいりました。

中間とりまとめに向けてどうやって進めていくかというのが次のテーマになりますが、後ろに添付をしてあると思いますけれども、医療の問題、それから教育の問題、これについては、もう既に公開討論のときに使った皆さんの、我々のポジションペーパー、皆さんでつくっていただいたものをたたき台にして、それから、介護の問題については、まだポジションペーパー的なものをつくっておりません。今、八代先生を始め、皆さんのお知恵を拝借して作成中なので、そういうものを材料に使いまして、それで明日第8回のワーキンググループを開催して、その素案の審議を開始しようということでございます。

そんなことでございますので、最後のとりまとめのところでいろいろ御尽力いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

宮内委員長 ありがとうございます。以上をもちまして、進捗状況、3つのワーキンググループの現況の御報告をいただいたわけでございます。

ここで、全体3つを含めまして御質問、御意見など御自由に御発言いただければと思います。

では、私から草刈さんにちょっとお聞きしたいんですけれども、混合診療ですが、ここに書かれてある状況でございますが、これはどういうふうに道筋を付けていったらいいかということですが、前総合規制改革会議でも随分議論をしたんですけれども、今のお考えを、私見で結構でございますからお願いします。

草刈主査 全く私見でございますけれども、この時点では、いわゆる筋論をしっかりとかまえておきたいということで、いわゆる混合診療そのものを認めろということを書いて、このポジションペーパーにもそういう形で書かせていただいているわけで、いわゆる特定療養費制度というものについては、ほとんど言及していない。

前にやっていただいたときは、その部分を増やしていくということと、それから適用範囲を弾力的にやっていくと、その辺の議論を最終的にはしたわけですがけれども、今の段階では、特に医師会の話などを聞いていると、向こうの方もすぐ図に乗っているんなことを言うてくるんじゃないかというので、とりあえず今の段階ではこういう形にしております。

けれども、本番の議論の中では、そういうものをもし向こうが、もっと柔らかな形であれば、対処の仕方を変えてくるというような目途が立てば、それはそれでまた一つの次善の選択として考えなければいけないのかなというのが1つ。

それから、混合診療の対象分野の中でも、4つほどここに掲げてあるんですけれども、いわゆる高度診療の部分で、非常に議論のあるところがあると。つまり、1つはものすごく値段が高いものとか、あるいは効果的に疑問があるようなもの、つまり混合診療として認めろということにジャッジメントに苦しむような部分もあると。

だから、2ページに4つ書いてございますけれども、いわゆる予防的な処置の問題に属

するもの、それから3番目のいわゆる遺伝子診断とか、そういったようなこと。これについては早く認めると。つまり、いわゆるディスプレイのあるのは、2番目の新検査とか、いわゆる高度診療の部分に属するものとはもかくとして、予防的処置の問題に属するものとか、遺伝子診断とか、この辺のところは早く先に認めるべきというような戦術的なやり方も出てくるんだろうと思っています。いずれにしても、今の段階では非常に筋を通した格好でポジションペーパーをつくってあるということで、今後どういうふうな戦術をやっていくかというのは、これからの話しでいいのではないかというのが認識でございます。

宮内委員長 ありがとうございます。確かにそうだと思います。

それから、鈴木さんにお尋ねしたいんですけれども、812から30に絞ると。

鈴木主査 絞るのではありません。現在の進行では30以上はできないというだけのことです。だから、30に絞る意味ではありません。30で頭出しをするというふうに御理解いただきたい。

宮内委員長 重要なものが30あるという意味ではないわけですね。

鈴木主査 それは、当然重要度を最も優先して考えております。ただ、重要度だけとは必ずしも言えない点は、さっきも言いましたけれども、許認可から始まって、物の製造、その他に至る十幾つの分類の中で、その分類の中でイグザンプルになりそうななるべく物事の大きいものを拾ったと、こういうふうな御理解をいただいて、それが全部で三十何個かになると、こういう意味です。

それを手始めとして、答申のスタイルとしては、既にこれだけのものに対してヒアリングを行ったが、それを含め初年度はこれに取り組み、かつ次年度以降はそれにならってやって、目標値は出してきた812により近ければ近いほどいいと。こんなニュアンスで答申を出せたらということです。この問題は、優れて個別な面を持っていますから、最後のまとめが一番肝要かと思っております。

宮内委員長 この30というのは、代表的なもの、汎用性のあるもの、影響力が大きそうだとか、やりやすいとか。

鈴木主査 今までの議論も踏まえまして、一応考えておりますのは、大物といえば、例えば国税の徴収、それは査定も含むという線まで踏み切っている。恐らくここら辺が官業を取り上げる時の限界ではないかと思っています。それが1つ。

それから、例えばお札、日銀券をなぜ印刷局が刷らなければいけないのか。それから警察関係では例えば違法駐車だけでなく、事故の取り締まりにあたっての事故の調査ですね、そういう問題も警察官が全部やる必要があるのか。更に言うと、今、警察の力が非常に弱くなっておりますから、捜査に対するある部分で民間の協力を受けるというような問題認識は持てないのかと。そのようなもの。

地方税については、かなり定型的なものであり、判断の要素が少ないから審査も民間開放したらどうか。それから徴収についても、地方税は、この前も太田市長さんから聞いたのですけれども、時効間際のところであせっておられるわけです。そういう徴収方法の問

題。

それから、今、話題になっております社会保険庁の業務について、いろいろな改革が行われておるようではありますけれども、これも私どもの官製市場の問題として、なぜ官がやっていかなければならないのか、民に出せないのかと、挙げております。そういうようなものを合わせまして30というのが、今、候補に挙がっていると御理解ください。

原委員 3人の主査の方の全部のワーキンググループに出ていたんだということを今思いまして、かなりハードに参加をさせていただいたのですが、ちょっと全体を通じて2つのことを思っております。1つは思っていた以上に相当がっすり四つで行政とやっていらっしゃるところがあって、私としては、中間とりまとめを出されるときに、そこからもう一歩進んだ戦略とか戦術とか、そういうようなところまで、先ほど混合医療のところでは、もうちょっと中を分けて、これを先に認めるという話がございましたけれども、何かもう一歩進んだところまで書いて、世の中に出せばいいなというのが1つです。

もう一つは、やはり具体的な話が入っている方がわかりやすいということがあって、余り最初に先走って、ここをこうやりますというふうにしてしまうと、ちょっとにっちもさっちもいなくなるようなことがあるのかもしれないのですけれども、できるだけ具体的に、こういうことをこうしたいんですとか、このようなことを考えているんですという、具体例を入れることができれば、これも国民にとってはわかりやすいのではないかなと思っております。あと1か月足らずですけれども、その辺りを少し努力をしていってみたいかどうかと思っております。

宮内委員長 後で中間とりまとめのイメージというか、たたき台の議論がございまして、そこでも御意見をいただきたいと思うんですけれども、要はどこまで具体論に入れるかということかと思うんですけれども。

原委員 私もちょっと全体の構成はわからないのですけれども、中間とりまとめが資料でありますね、それに資料1、2、3、それぞれのワーキンググループがありますけれども、これをくっつけた形で8月3日には出されるということになるんですか、それとも全部精査して、資料4の中間とりまとめだけで出されるのか。

宮内委員長 いや、付けてということだと思います。これは後で御議論をいただかないといけないわけです。

宮内委員長 それでは、進捗状況につきましては、以上で終わらせていただきまして、次に中間とりまとめの方向性、既に議論も出ておりますけれども、これにつきましては皆様方の御意見をいただきたいと思っております。

まず、先ほど申し上げましたように、資料4のとりまとめのイメージといいますか、こういうものは何かないと議論ができませんので、事務局におつくりいただいたわけがございます。

これをまず御説明いただきたいと思っております。

原企画官 それでは、資料4をご覧くださいと思います。

資料としましては、4枚ものになっておりまして、まず、全体の構成につきまして御説明申し上げます。

1ページ目でございますが、I.で会議の発足と当面の重点検討事項というものを簡潔に整理してございます。

それからII.で、当面の重点検討事項でございます、官製市場の民間開放の意義等につきまして整理してございます。

この中で、今、御報告がございました各ワーキンググループの総論に当たるような部分を整理してございます。

それから4ページ目に行っていただきまして、III.でございますが、更に各ワーキンググループで個別に御検討いただいている内容を、III.～V.にかけて整理をしてはかがかということでございます。

III.は横断的手法としての市場化テストの制度設計の問題。

IV.が国等の事務・事業の民間開放の推進の問題。

V.が主要官製市場の改革の推進の問題ということで、各ワーキンググループの御議論を踏まえたものをここに挿入してはかがかということでございます。

VI.が年末の第1次答申に向けてということで、そこに書いてございますのは、規制改革・民間開放推進本部、その他関係の本部会議と連携をしながら、精力的な調査審議を進めるという点。

それから、官製市場の民間開放以外の分野別の各論につきましては、3カ年計画の実施状況の監視ですとか、フォローアップ、あるいは先般受付状況を公表いたしましたけれども、規制改革・民間開放要望の集中受付月間、これに寄せられた要望への対応などを行いまして、それらを答申に反映するということが書いてございます。

それでは、戻っていただきまして、I.とII.の部分を個別に御説明申し上げます。

まず、I.の部分でございますが、最初の2つのは、当会議の運営方針にも整理がされている点でございますが、まず4月に新しい会議が発足したという点と、それから前身の会議との連続性を確保しながら、十分に審議を尽くせなかった点、あるいは実現に至らなかった点、これを新しい視点、あるいは手法によって、更に強力に規制改革・民間開放を推進していくという考え方を述べてございます。

具体的には、当面の重点検討事項といたしまして、官製市場の民間開放に焦点を絞りまして検討をしたと、その結果を中間的にとりまとめたものであるという位置づけをしてございます。

次にII.で、その重点検討事項であります官製市場の民間開放の意義等につきまして整理してございます。

まず、1番は規制改革の加速化と官製市場の民間開放推進の重要性ということで、最初の2つのは、目的という部分に当たるものでございまして、持続的、安定的な発展のために、規制改革を更に進めていく必要があるということ。

それから、多様化する国民のニーズに迅速かつ的確に応えていくために、多様な提供主体による活発な競争を通じて選択肢を拡大していくということが重要であるということでございます。

3番目の は、特に公共部門、あるいは提供主体が限定されているような場合は、そうした変化に十分対応できていないと。しかしながら、競争原理が機能しないために、そうした部門が保護・温存されていると。そのためにいろんな弊害が顕在化しているということでございます。

そういうことで、民間部門におけるサービスの提供等に関する規制の改革、これを引き続き推進するとともに、公共部門等によって独占・寡占されているサービス等の提供を民間開放していくということで、民主導の経済社会を実現すべきという整理をしてございます。

次に2ページ目の2. でございますが「官製市場の民間開放に向けた当会議の取組み」ということで、(1)(2)ということでも2つに分けて整理をしております。

まず、官製市場といった場合に、官業そのもの、それから主体制限等が行われております主要な官製市場というのがございまして、(1)のところでは、官業そのものの民間開放の推進、この整理をしております。

の2つ目でございますが、官業につきましては、民間でできるものは官は行わないという基本的な姿勢を既に前身の会議で明確化しております、その結果、指定管理者制度、あるいは駐車違反対応業務等の民間委託が実現しているということでございます。

それを受けまして、当会議では、3番目の でございますけれども、市場化テストという分野横断的アプローチ、それから国等の事務・事業、一つひとつの民間開放という個別具体的アプローチ、これを車の両輪として推進していくということが書いてございます。

これによりまして、冒頭の目的を達成していくということございまして、下の2つで市場化テストの制度設計につきまして、骨太方針2004に盛り込まれましたスケジュールに従って、公共サービス等を民との競争のふるいにかけていくということで、民間開放を分野横断的に推進していくという点でございます。

更に、国等が行う事務・事業の民間開放につきまして、前身の会議の基本原則にのっとりながら、個別具体的に民間開放を徹底的に追求していくという点でございます。

次に3ページ目でございますが、(2)といたしまして、その他官業そのもの以外の官製市場の分野につきまして整理をしております。

前身の会議におきましては、特区等を活用しながら、株式会社の参入を始めると、民間開放を解禁、拡大するために、精力的に取り組んできたということですが、いまだそれが部分的、あるいは限定的にとどまっているということで、一段の取組みが必要ではないかという整理でございます。

それを受けまして、医療、介護、教育等の分野につきまして、より利用者、消費者の視点を重視した規制改革・民間開放を推進すべき検討をしたということございまして、い

ずれの分野におきましても、サービスの利用者、消費者の自由な選択が基本に据えられるべきではないかという整理をさせていただきます。

検討の結果、改革の是非に関する論点をできるだけ明らかにし、結局は消費者、利用者にとっては改革を選択することが自らの利益につながるといった社会的コンセンサスを得ながら推進することが肝要ではないかという整理をさせていただきます。

3番目は、それら官製市場の民間開放に当たっての留意点といたしまして、利用者、消費者である国民の信頼を確保すること、あるいはサービス等の質を維持・向上することが必要であるということで、そのために公平性・中立性や、継続性・安定性の確保等々につきまして、ルールや基準を明確化することが重要だということでございまして、言い換えれば、これらは民間開放ができないという理由にはならないのではないかという整理でございます。

更に、民間開放が実現した場合であっても、公正な競争環境の整備、あるいは適切な選択を可能にするための情報開示の徹底、第三者による事後評価、これらが不可欠ではないかという整理をさせていただきます。

4ページ目は、先ほど御説明したとおりでございます。

宮内委員長 ありがとうございます。それでは、これはたたき台ということでございますので、御質問、御意見、どうぞ御自由におっしゃっていただきたいと思っております。

原委員 2点あるのですけれども、1つは、1ページの規制改革の加速化と官製市場の民間開放推進の重要性というところ、重要性に入るのか、意義等というところでもうちょっと全般的なのかわからないのですが、財政負担が非常に大きいということで、財政負担の軽減みたいな観点というのでしょうか、それを入れることがいいように思うのですけれども、この財政負担をどうしていくかということももう一つ大きな柱であったと思っております。それが1点です。

もう一点は、3ページなのですが、3ページの3.のところの留意点の2つ目のの下から2行目に「公正中立な第三者により事後評価」というのが入っていて、最近の流れとしては、必ずこういう仕組みを入れていきたいと思いますということで、言葉としては入ってくるのですけれども、実態として本当にやっているかということ、なかなかいい事例というのが思い浮かばなくて、私自身金融商品販売法の中にある「勧誘方針の策定公表」という部分の勧誘方針を第三者的に評価をしたのですけれども、ものすごい労力をかけて、ボランティアでやったわけです。

そういうことをどういう形で仕組んでいけばいいのかと、言葉としては最近非常に入っているのですけれども、もう少し深めていく必要があるのではないかなというような感じがしております。

以上の2点です。

八代主査 最初の点については、官製市場の民間開放というのは、官が非常に非効率的にやっている業務、先ほど鈴木さんが幾つか例を挙げられましたが、それを民間に移すこ

とによって、例えば補助金が要らなくなる、あるいは免税していた税収が増えてくると。それから、民間の事業が増え、雇用が増えれば、当然そこで所得が生まれるわけで、そこから当然税収入も増える。つまり、補助金を必要とする官業から税金を払う民業に変えるということは、当然財政の改善にもつながるといえることはあるんですが、ただ最初から財政負担の軽減のためにこういうことをするというと、またある意味で、この前の医師会のように、単に公的保険を増やしたくないから混合診療をやるんじゃないかとか、そういうふうに取り合えるのがいけないので、何よりも、やはり消費者というか、利用者の観点からやることが、それが結果として財政負担の軽減、あるいは財政収支の改善にもつながるんだと、そういうロジックにしているはずなんですが、御指摘のように、そこが必ずしも明確になっていないので、この点は是非加える必要があるかと思っております。

原委員 最初にねらいのところでは足してしまうと、おっしゃられたような感じがしますので、帰結としてそういうようなことも出てくるというような形で、やはりちょっと触れておいていただいた方がいいように思います。

八代主査 これは、市場化テストのところでは詳しく触れているわけなんですけど、全体の中でも勿論当然入れる必要があるかと思っております。

それから、2番目の公正中立な第三者による事後評価というのが、そもそもそんなことができるのかということであるわけですが、これは1つは相対的なものでありまして、私の理解では、今の事前規制で何ができていないのかということでありまして、それとの比較で事前規制による弊害をなくすということが1つのねらいにあると。

それから、実際に事後評価をする機関としては、1つは既にある公正取引委員会でありまして、それから市場化テストの場合には何らかの監視機関というのを別途設けるといって指摘もあります。

ただ、それだけではなくて、すべて事後チェックというのは、規制改革の中で大きなウェイトを持つわけで、それは一般的な機関でやるか、それぞれの分野においてやるか、医療の分野であれば、医療評価機構というのが既にあるわけで、教育の分野では教育評価の仕組みがあるわけで、それぞれを強化していくということも考え方だと思いますが、何らかの形で、具体的な名前を挙げて、今、原委員がおっしゃったような点についてのお答えになるようなことも盛り込む必要があるんじゃないかなと思っております。

原委員 文章の量としては、これにまだ肉づけをしていって、膨らませていくわけですね。

八代主査 これは当然、と書いてあるのは、まだ骨子であるわけで、膨らむ余地は十分あるんじゃないかと思っております。

志太委員 官民ということで、民という以上どの位置をとらえるかということなんですけれども、例えば、国立の大学病院辺りを見ますと、外郭団体が全部押さえているんですね。しかし、大学自身が独立法人になったからそれでいいとするのか、どういう位置を官と民との線引きにするのか、外郭団体にいってれば、それはもう民としてとらえていい

のか。

しかし、我々は官と同じような扱いにそのこのところを見てしまうわけなんですけれども、そのこのところは、こちらではどういうふうに取り仕切るのか、そこには触れないのか、それも民なのか、官なのかという位置はどんなふうにお考えなんですか。

八代主査 少なくとも市場化テストの対象としての官というのは、おっしゃった独立行政法人、特殊法人、外郭団体はちょっと無理か、要するに公的な規制の対象になっているようなものはすべて含めることであります。そういう意味では、かなり幅広い対象として理解しておりますけれども。

志太委員 含めるということは。

八代主査 それをまさに、本当の純粋な民との対等な競争入札にさらすという考え方では、あくまでも官の一部として考えているということです。

鈴木主査 官業民営化等のワーキンググループについても、今回取り上げていますのは、とりあえず国を優先していますが、当然地方、独立行政法人、特殊法人、更には公益法人の中で、基本的には官そのもの、そういうところまでを範囲としてという考え方でおります。

草刈主査 今のお話で、独立行政法人のお話が出ましたけれども、私の認識では、98%ぐらいの独立行政法人というのは、特殊法人の看板をかけ替えただけで、ほとんど何も意味がないんですね。だから名前を替えたから独立でやるというような認識は全くないのではないかなと思いますし、それからさっきの原さんの中期計画というのを立てて、中期何とかという官僚がつくったものを作って、それで評価する審議会方式でやっているのが大半なんですよ。

だから、さっきおっしゃった、ここにさらりと書いてあるんだけど、やはり本当の意味での評価ができる人選をしないと意味がないなというのは全く同感なんです。

本田委員 これは、たしか鈴木主査の官業民営化等ワーキンググループでも出た話でございしますが、官と民の定義論に入ってしまうと、多分それであつという間に1年が終わってしまうような気もして、多分そういうようなやり方もたしかにあると思うんですが、ここは競争原理の導入ということを非常に強くうたい、官と官が競争してよくなるのならばそれもいいということまで、もし譲ることができるのであるならば、徹底した競争原理を導入させるということで1つは済ましてしまう方法もあるのではないのかなと思っております。

ただ、私はこの辺は素人でございますので、それは甘いよと言われてしまえば、そこは議論すべきポイントではあると思います。

その観点に立つのであるならば、先ほどの原委員がおっしゃいました、公正中立的な第三者による事後評価、かえってこれはせずに、サービスを受ける消費者ないし国民に任せってしまうというようなやり方というのも1つあるのではないのでしょうか。これをやるがために、莫大な労力がかかる割には、それがちょっと水戸黄門の錦の御旗みたいになってい

て、これが通ればいいんだということができれば、実際に消費者がついて来ないんであれば、そこはすっぱり切って捨てられるようになると、そういうところまで行けないのかなという考え方もあるのかと思いますが、いかがでしょうか。

福井専門委員 私も今の問題意識に近いのですが、競争なり、官と民の区分ということについて言いますと、さっき八代先生が規制で守られているということをおっしゃったと思いますが、他にもまだあると思うのです。

対等な条件で競争しているかどうかという観点から見ると、規制で特別な庇護を与えられているというのが1つの要素。補助金をもらっているというのが2つ目の要素。3つ目は減税措置ですね。

こういった観点で対等でないというときには、結局は納税者の資金が入っていることになるわけですから、それはここで議論すべき大きな意味での官だというふうに考えた方がいい。対等の競争条件になっていない片務的な要素があるものは、すべて見直す余地があるというのが出発点ではないかと思います。要するに、補助が入っていたり、規制があるということで、一種の半官半民的要素がある、と考えればよろしいのではないかと思います。

競争の徹底というのは、確かにそのとおりで、それ自体重要なんですが、競争の徹底というときの前提は、対等な競争条件ということのはずで、その対等な競争をさせるための前提が整ってさえいれば、入れ替わりについては、消費者の選択にゆだねればいい。

公正中立な第三者評価機関というのは、さっき草刈主査がおっしゃったように、ちょっと危ない響きがあるんですね。今の大学評価なども典型的にそうなんですけれども、お手盛りや恣意的な評価は蔓延しています。だれかが評価する際、評価のためにものすごく人的リソースや、さまざまな資源を使うわけで、その割には結局お手盛りなどになるということは、どこの場面にも多く見られる。ちゃんと競争さえしていれば、情報開示を義務づけることで、サービスの消費者がおのずと評価し、その評価によって提供者は淘汰されていくはずです。その仕組みを徹底するのが先で、評価のための組織設立のような形式に流れていってしまう余地はできるだけ封じておいた方がよろしいかと思います。

安念専門委員 今、何人かの方から提起された問題意識は全く同感でして、本当に評価というのは、役人の新しい仕事をつくってしまっているんですね。その評価の基準を事前に発表しておく、これは事前規制と全く同じことになってしまって、同じなんです。役人の手口はいつの時代でも変わらないです、当たり前でして、できる限り消費者の選択に任せて、どうしても情報の非対称がある場合には、評価があってもいい、しかし公正中立さは、役人の立場から見れば、役人に好まれる人ということなんですから、そういうものを評価をやったってしょうがないということにははっきりさせておく必要があると思います。勿論、八代先生のおっしゃったのも、そんなこと当たり前だとおっしゃることだと思います。

もう一つ、これは一専門委員がこんなことを申し上げるのは大変僭越なんです、この

会議も、前身の会議にも、公取にちょっと甘過ぎはしないかと思っているんです。それは事後だからとか、業界横断的だとか、去年にとんでもないのがあったじゃないですか。10月だか11月に出たエッセンシャル・ファシリティを持っていて業者には、とにかく接続強制をすべきだという、経済学の全く初歩的な理論も踏まえないので、アクセスチャージの問題を全く論ずることなく、とにかく強制するんだといったような全くナンセンスなことを言い始めて、とてつもない規制をやらうとしたわけです。

ですから、そんなものは私は信用できない。公取が事後的な規制をやるんだなんていう先入観でものを見ると、私は大変危険だというふうに思っています。私は別に大企業の味方をするつもりは全然ないけれども、ときとして公取もとんでもないことを言うのだというわかり切ったことを認識しておく必要があると私は思っております。

八代主査 ちょっと一言、私が公取とっているのは、現在の公取ではなくて、本来あるべき公取でやると、すみません、それはちゃんと補足しておきます。

それから、もう一つは、評価機関も独占すれば腐敗するのは全くおっしゃるとおりで、評価機関間での競争というのが、同時に大事だというのはリマークしておく必要があるかと思えます。

それから、別に官だけの評価機関ではなくて民の評価機関、消費者団体というのは、1つの大きな役割だと思いますし、あるいは評価サービスを仮に提供するというビジネスもいいわけですし、何らかの形でマーケットを活用した情報開示といいますか、情報の非対称性の改善というか、そういうような仕組みを考える必要があるというのは、おっしゃるとおりだと思います。

鈴木主査 まさに、そういう視点で去年取り上げたのは、競争監視機関も競争をせよということを掲げて、エネルギー、情報通信、運輸の分野で、そういう機関の設置を提言して、エネルギーでは、すでに推進室ができております。

福井専門委員 評価機関なんですけれども、競争促進というだけではなくて、中立性の言い換えかもしれませんけれども、フェアな立場の人に評価させる。評価させるのは、基本的にはできるだけ官ではない方がいいし、しかも利害当事者でない人に評価させるというのが重要だと思うんです。

例えば、今の法科大学院の評価は、日弁連や、文科省の関係団体が評価するわけですが、これでは当事者が当事者を評価しているという側面があるわけですね。この類いのことはいっぱいあります。その人が評価するのでは季下に冠を正していることになるというような人にはさせない。しても必ずしも信用できないということを打ち出した方がよいと思います。

黒川委員 いろんな評価機関というか、各省の独立行政法人の評価機関というのは、もうでき上がっていて制度もあって、一覧表も取れると思うんですね。

どういう委員の方がいらして、どういう方針でやっているか、今のやり方でいくと、多分今の仕事を絞りに絞って、できるだけ少ない人数でやるという中身にはなっているとい

うことは言えると思うんですけども、長続きはしないだろうという感じはしますけれども、それにしても独占的であることは確かなんです。

評価の組織、それ自体をきちんと横並びに全部並べて、ここで評価していいんじゃないかという気がするくらい、もうきれいにラインナップしているんじゃないかという感じがしますので、全省庁の、つまり独立行政法人の評価機関がどういう形ででき上がっているかを出していただくということを、もうしても大丈夫なんではないかという感じがしますけれども。

このやり方でいってどういうことができるかというのは、横並びにしてよく見ると、よく見えてくるという感じがします。

原委員 私自身も独立行政法人の評価委員をやっております。省庁によってでこぼこしています。

本当に評価というのは難しいですね、きちんとした位置づけと役割を考えて言葉として使わないと大変だという感じはします。

黒川委員 今まで何もなかったわけだから、そこで絞るシステムとはいえ、効率的に経営しようということをチェックすることになっているという意味では、何か零コンマ二、三步は前に進んでいるというふうに思うんですけども、それが4～5年続いた後はどうなるんだろうかということとか、それを競争的に評価するようなシステムとか、客観的なシステムになっているかどうかというのは、今、与えられた法の中での業務の範囲の中で、どれくらいぎりぎり絞ってコストを下げるということでできるかということだけが標準になっているように、私には見えますけれども、各省のは完全にラインナップして、全部制度ができているという状態になっていて、もう今の時点で、全省庁の独立行政法人の評価委員会はでき上がっていて、何をやるのかも決まっているんじゃないかと思います。

草刈主査 今のお話ですけども、これから出てくるものにいろいろ評価をしないと、これは筋論としてはそのとおりなんですけれども、もう一つ、非常に独立行政法人とかの話でいくと、すごく問題があると思うのは、要するに中期計画というのを立てさせるわけですね。これが5年とか3年の単位なんですよ、中間検証というのは何もやらないですね。

例えば、志太さんとか、矢崎さんの会社で、5年放っておいて、さあ評価してみたらつぶれていたなんていうことになるわけで、その間にぬくぬくと平気でいるんなことをやってしまうわけですね。

だから、1年ごとの評価とか、つまりタームの取り方にも非常に問題があって、3年経ったらもうだめだという場合もあるわけじゃないですか。だからむしろ期間の問題というのも、こんなスピードの時代に3年後に評価したって、ばかじゃないかというようなことが多々あるから、その辺のところを私らとしては気をつけなければいけないという感じが大きいしているんです。

黒川委員 基本的に中期で5年となっていますね。

原委員 補足的に、私も関わっているので言いますと、5年、それから短いところでは

4年というのがある、ただそのまま放っているわけではなくて、一応1年ごとにも見てはいるということですね。

それから、否定すべき点ばかりではなくて、やはり評価を受けるためには、きちんとデータを集めて、説明できるようにしなければいけないということで、これまでほとんど外に見えなかった部分が、やはり資料として整える、数字として出すとか、その説明責任を果たそうというようなところは半歩は進んでいる姿ではないかとは思っております。

宮内委員長 よろしゅうございましょうか。予定しました時間がまいりまして、いろいろ貴重な御意見をちょうだいいたしましたけれども、いずれにいたしましても、中間とりまとめの佳境にこれから入るわけございまして、各ワーキンググループ、今日の御意見も踏まえまして、精力的に御検討をお願いしたいと思います。非常に暑い夏でございますけれども、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それで、中間とりまとめにつきましては、本日の議論も踏まえまして、勿論、これはたたき台でございますから、修正させていただきまして、また各ワーキンググループの検討結果を取り込んで、26日に開催されます本会議の場で改めて御披露して御検討いただくという次のステップに入りたいと思います。

そういうことで、今日はちょうど途中ということで、これから中間まとめに入る途中経過を皆様にしていただき、または議論していただくということでお集まりいただきまして、一応、現況をおつかみいただけたということで終わらせていただきたいと思います。最後に事務局から御連絡事項がございましたらどうぞ。

宮川参事官 今の26日でございますけれども、一応、事務的には3時から4時の1時間をお願いしているところでございます。

それから、これはまた御議論があるかと思っておりますけれども、とりあえず中間とりまとめそのものにつきましては、8月3日10時～11時ということで最終的にとりまとめをお願いしたいと思います。いろいろと皆様方の活発な御議論があれば、また日程は変更いたします。とりあえず仮置きでそういうふうにご考えさせていただいております。

宮内委員長 皆さんお集まりいただくのは、そういうスケジュールでございますけれども、実際上は毎日大変御苦労様でございますが、よろしくお願いしたいと思います。

本日は、以上をもちまして終わらせていただきます。ありがとうございました。